

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-231791

(P2005-231791A)

(43) 公開日 平成17年9月2日(2005.9.2)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

B 6 5 H 35/07

B 2 6 D 1/02

F I

B 6 5 H 35/07

B 2 6 D 1/02

U

F

テーマコード (参考)

3 C 0 2 7

3 F 0 6 2

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 4 頁)

(21) 出願番号 特願2004-42057 (P2004-42057)

(22) 出願日 平成16年2月18日 (2004.2.18)

(71) 出願人 000006068

三ツ星ベルト株式会社

兵庫県神戸市長田区浜添通4丁目1番21号

(72) 発明者 豊永 大和

兵庫県神戸市長田区浜添通4丁目1番21号 三ツ星ベルト株式会社内

Fターム(参考) 3C027 DD05

3F062 AA04 BA08 BF12 BG02 BG07

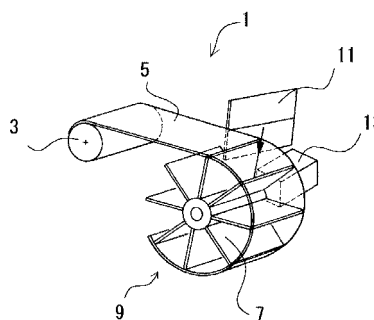
(54) 【発明の名称】 粘着テープ切断装置及び粘着テープの切断方法

(57) 【要約】

【課題】テープ長さを一定に保って効率良くテープカットを行う装置とその方法を提供する。

【解決手段】少なくとも巻き枠3に巻かれた粘着テープ5を巻き枠3から引き出し、該粘着テープ5を巻き取る巻き取り手段9と該粘着テープを切断する切断手段11と、を備える粘着テープ切断装置1において、前記巻き取り手段9が複数の羽根7からなる回転体で、該回転体が略180°回転する毎に停止を繰り返し、回転体の停止信号を受けて切断手段11が粘着テープ5を切断する粘着テープ切断装置1である。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

少なくとも巻き枠に巻かれた粘着テープを巻き枠から引き出し、該粘着テープを巻き取る巻き取り手段と、前記粘着テープを切断する切断手段と、を備える粘着テープ切断装置において、前記巻き取り手段が複数の巻き取り羽根からなる回転体で、該回転体が略 180°回転する毎に停止を繰り返し、回転体の停止信号を受けて切断手段がテープを切断することを特徴とする粘着テープ切断装置。

**【請求項 2】**

前記巻き取り羽根の高さが可変である請求項 1 に記載の粘着テープ切断装置。

**【請求項 3】**

少なくとも巻き枠に巻かれた粘着テープを引き出し、複数の巻き取り羽根からなる回転体に巻き取り、前記巻き取った粘着テープを回転体が略 180°回転する毎に切断手段にて切断することを特徴とする粘着テープの切断方法。

**【請求項 4】**

前記巻き取り羽根の高さが可変である請求項 3 に記載の粘着テープの切断方法。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

この発明はセロファンテープ、マスキングテープなどの粘着テープのテープカッターに関するもので、特に、テープカッターから解きだされるテープの長さをほぼ一定に揃えるための装置に関する。

**【背景技術】****【0002】**

従来、テープカッターは主台枠の上面にロール状のテープを軸支する一方、他側にテープを切断する切断刃を設けた構造となっている。そして、巻き枠から切断刃まで伸びているテープの端部を持ち、切断刃から所望の長さだけ引き出した後、再びテープを切断刃に押付けて分離することが行われている。

**【0003】**

このようなテープカッターでは、カッターから解きだす長さを使用者が適当に目測で決めるようになっているので、ほぼ同じ長さのテープ片を多数切断しようとするとき、長さが大きくばらついてしまい、その長さを一定に維持するのが困難であった。

**【0004】**

テープ片の長さを一定にする為に特許文献 1 に示すように、連結片と補助枠を設けることで、テープ片の長さを一定にしていた。

**【特許文献 1】特開平 1 - 246099 号****【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

しかし、このテープカッターの長さ設定装置においては、テープカットを手動で行っている為に効率が悪くなっていた。

**【0006】**

本発明は、前記課題に鑑みなされたものであり、テープ長さを一定に保って効率良くテープカットを行う装置とその方法を提供することを目的とする。

**【課題を解決するための手段】****【0007】**

上記課題を解決する請求項 1 に係る発明は、少なくとも巻き枠に巻かれた粘着テープを巻き枠から引き出し、該粘着テープを巻き取る巻き取り手段と、前記粘着テープを切断する切断手段と、を備える粘着テープ切断装置において、前記巻き取り手段が複数の巻き取り羽根からなる回転体で、該回転体が略 180°回転する毎に停止を繰り返し、回転体の停止信号を受けて切断手段がテープを切断する粘着テープ切断装置にある。

10

20

30

40

50

## 【0008】

請求項2に記載の発明は、前記巻き取り羽根の高さが可変である請求項1に記載の粘着テープ切断装置にある。

## 【0009】

請求項3に記載の発明は、少なくとも巻き枠に巻かれた粘着テープを引き出し、複数の巻き取り羽根からなる回転体に巻き取り、前記巻き取った粘着テープを回転体が略180°回転する毎に切断手段にて切断する粘着テープの切断方法にある。

## 【0010】

請求項4に記載の発明は、前記巻き取り羽根の高さが可変である請求項3に記載の粘着テープの切断方法にある。

10

## 【発明の効果】

## 【0011】

請求項1に記載の発明は、少なくとも巻き枠に巻かれた粘着テープを巻き枠から引き出し、該粘着テープを巻き取る巻き取り手段と、前記粘着テープを切断する切断手段と、を備える粘着テープ切断装置において、前記巻き取り手段が複数の巻き取り羽根からなる回転体で、該回転体が略180°回転する毎に停止を繰り返し、回転体の停止信号を受けて切断手段がテープを切断する粘着テープ切断装置であることから、一定の長さでテープを自動的に切断できるという効果が有る。

## 【0012】

請求項2に記載の発明は、前記巻き取り羽根の長さが可変である請求項1に記載の粘着テープ切断装置であることから、テープを任意の長さに切断することができる。

20

## 【0013】

請求項3に記載の発明は、少なくとも巻き枠に巻かれた粘着テープを引き出し、複数の巻き取り羽根からなる回転体に巻き取り、前記巻き取った粘着テープを回転体が略180°回転する毎に切断手段にて切断する粘着テープの切断方法であることから、一定の長さでテープを自動的に切断できるという効果が有る。

## 【0014】

請求項4に記載の発明は、前記巻き取り羽根の長さが可変である請求項3に記載の粘着テープの切断方法であることから、任意の長さのテープが自動的に切断できるという効果が有る。

30

## 【発明を実施するための最良の形態】

## 【0015】

以下、図面を参照しつつ本発明の実施形態を説明する。図1は、本発明の粘着テープ切断装置1である。巻き枠3から引き出された粘着テープ5は巻き取り羽根7からなる回転体9に巻き取られる。このとき、回転体9の動作は、180°回転する度に停止する機構となっており、前記回転体9が停止したことの信号を受け、切断手段11が粘着テープ5を切断する。

## 【0016】

このとき、切断手段11としては、カッター刃等を用いるが、粘着テープを切断するものであれば限定しない。カッター刃で切断する箇所は、巻き枠3と連結している粘着テープが少なくとも一枚の羽根と接着していることが望ましい。

40

## 【0017】

前記回転体11は、回転シリンダ13として、エアークチュータバルブを用い、180°回転したところで停止する制御を行っているが、小型モータ、油圧アクチュエータバルブ等を用いることもできる。巻き取り羽根7は、図2に示すように上下2枚の板からなり、高さを調節することができ、巻き取り羽根7の高さによって回転体9の円周が変わることで切断する粘着テープ5の長さを調整することができる。

## 【0018】

そして、切断した粘着テープ5を巻き取り羽根7から取り出し、スイッチを入れると回転体9が再び180°回転し、次の粘着テープ5を切断する。この動作を所要の枚数の粘着

50

テープ 5 を切断するまで繰り返す。

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】本発明の実施形態に係る粘着テープ切断装置の概略図である。

【図2】本発明の粘着テープ切断装置で、回転体に取り付ける羽根の概略図である。

【符号の説明】

【0020】

1 粘着テープ切断装置

3 巻き枠

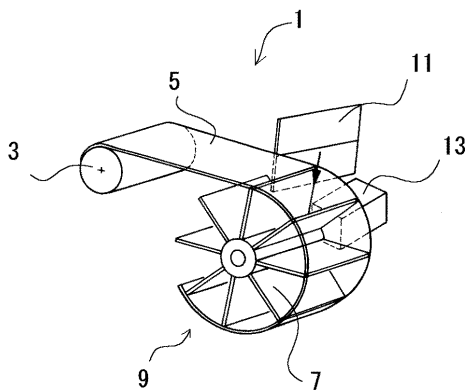
5 粘着テープ

7 巻き取り羽根

9 回転体

10

【図1】



【図2】

